委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等		
	○知事		●市区町村長等
2. 都道府県名	東京都		
3. 市区町村名	杉並区		
4. 届出番号	17		
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/annai/mynumber/1032179.html		

執行機関名 杉並区長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立幼稚園等の保育料等の補助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第15の 項 私立幼稚園等の保育料等の補助に関する事務であって規則で定めるもの
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第1条	杉並区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱第1条
(の東致の振り刀は日的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、私立特別支援学校幼稚部、私立の保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園(以下「私立幼稚園等」という。)に在籍する園児の保護者が負担する保育料及び入園料に対し、次の各号に掲げる補助金及び助成金を交付することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公立幼稚園との保護者負担の較差の是正を図り、もって幼稚園教育の振興に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		杉並区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱(平成22年杉並第6 7736号)